

《対談》政務活動費*1問題 折口晴夫さん^①とよつや薫

「市民オンブズ西宮」代表世話人

議員報酬とは別に兵庫県議会 600 万円、西宮市議会 180 万円、非課税。残額は返還します。全額領収書の添付が義務づけられたのは県 2011 年、市は 2007 年からです。

●長い間、領収書なし、項目と合計だけの収支報告書一枚でした

【よ】野々村元県議号泣会見により政務活動費の実態が報道されましたが、「市民オンブズ西宮」は 2001 年結成以来、税金、政務活動費の支出問題に取り組んできました。

【お】当初から領収書の添付と公開を求めてきました。西宮市

では政務調査費の制度ができる 2001 年以前から交付していた「調査研究費」はまちがいなく「第二報酬」でした。

【よ】堂々と「第二報酬」と言った市長もいました。報酬として課税すべきという議論もあったようですが。

【お】議員特権はないと言う議員もいるけれど、市民のときには自分で払っていた、電話、ガソリン、新聞、プロバイダー代を政務活動費で払うのは議員特権ですよ。パソコン、デジカメ、自分が代表の子ども関連

団体や交通安全協会の会費まで遣う議員がいるんですから。

【よ】私は「政務調査費」「政務活動費」という名称に忠実でなければと思います。

●行政の税金の遣い方のチェックが議会の仕事

【よ】議員が多額な政務活動費の見返りに首長提出議案をフリーパスさせる関係になるのは問題です。

【お】野々村元議員に事務局は支出の是正を指摘したけれど無視されています。議員と事務局が上下関係だから聞く必要がないと思っているんです。彼以外の県議も西宮市議も同じですよ。事務局でだめなら監査だけれど、今の市の常任監査委員は元議会事務局長ですから議員の追認をするだけの「身内監査」。結局、オンブズが裁判 *2 を起こしてお金を返させないとは是正されないということです。

●制度がおかしいから悪用するんです

【お】正当な遣い方なら文句はありません。しかし、西宮に地下鉄の話など一切ないのに「地下鉄の調査」、県が大金をかけた武庫川協議会の調査資料があるのに「武庫川の調査」、使い道のない調査を何のためにするんでしょうか。

【よ】行政がしていない調査はしたらいい。でも、市の子育てニーズ調査がすでにあるのに、不要な保育アンケートを装って詐欺をした議員もいます。その調査を基にどんな提案ができたのか疑問です。

額が大きいのは事務所費。議会棟には議員控室や応接室

があって自由に使えます。私は事務所を構える必要があると思いません。

【お】事務所があると「頑張っている」ように見えるから権威付けのためでしょ。事務所が 2 カ所もある議員もいます。使っているのか見に行ったら表札さえ出ていませんでした。議員は事務所があって当然という思い込みが市民にあるなら、それを許していることになります。

「通信」の関連では、視察に行ったとか、自分の宣伝、ひどいのは選挙のための通信、政務活動とはいえない内容なら自費で発行するべきです。野々村元議員が会派に入っていたら、巧妙なばれない手口を会派の先輩に教えてもらったはずですよ。

7 月にオンブズ 3 団体 *3 で「見解」を発表したのは、だれでも政務活動費を調べることができると訴えたからです。

【よ】議員になる前からオンブズの私は、どこの会派からもお誘いが無いのは当然ですね。

●議員自ら、権威主義から決別すべきです

【お】いま行政は民間活用という名目の委託事業や指定管理者制度による経費削減がすすんでいます。委託先は仕事をとるため人件費を削り最低賃金の時給 776 円程度で働いている人がいる。その状況を自覚していたら、JR 西宮と阪神西宮をタクシーで移動して政務活動費を遣うようなことを県議はできないはずなんです。

【よ】県議の政務活動費の遣い方は市議とは随分異質です。額が大きい上に観光かと疑いたくなる海外旅行などもあり、調査活動なのか疑問です。市議会では海外旅行は認められていないし、県議でも必要とは思えません。グリーン車も市民感覚からズレまくっています。

市民のみなさんには、自分が投票した議員の政務活動費の遣い方を確認して意見してほしい。支持者が関心をもつことで改善されていくと思います。

★「市民オンブズ西宮」定例会 毎月第一金曜 18:30~20:30 詳しくは HP をご覧ください。

- *1 2012 年の地方自治法改正により、政務調査費は「政務活動費」に変更され、支出範囲が広がり第二報酬の要素が増している。
- *2 「政務調査費違法支出返還請求訴訟」第一次 2009 年提訴 第二次 2012 年提訴
- *3 「野々村竜太郎県議の「号泣事件」に対する私たちの見解」市民オンブズマン兵庫 / 市民オンブズ尼崎 / 市民オンブズ西宮

政務活動費の収支報告書は、情報公開課で閲覧できます。

2014. 秋号

NO.27 キラリ☆かおる市民ネット通信

憲法を護る! よつや薫

市議会報告 [E-MAIL] kahoru_y-net@nifty.com [HP] http://www.yotsuya-kaoru.net/ [[facebook]https://www.facebook.com/kaoru.yotsuya

なくそう! 議員特権

紅葉前線も南下しはじめ、本格的な秋を感じさせるころとなりました。

9 月議会では、定数削減案と教育委員会委員の人事案が可決されました。そのほか、市長提出議案に対して修正案が出されるなど、異例の展開がありました。

定数削減では、議会自ら身を切ったことにはならない

議員“定数削減”よりも“報酬削減”を

議員報酬、政務活動費を尼崎市と同額にすると年額 48,888,000 円の削減が可能です

2011 年の地方自治法改正によって各自治体議会でも自由に議員定数を定めることができるようになりました。にもかかわらず、西宮市議会では、定数に関する実質的な協議はありません。ところが、9 月 17 日、議員定数を「1 削減」する案が、唐突に議会運営委員会で提案され、29 日の本会議において賛成多数で可決されました。

私は、市民の多様な意見を議会に忠実に反映すべき、などの理由で反対しました。

*高額な報酬の県議会において野々村元議員政務活動費違法支出事件は起こりました

議会への批判が起こると「定数削減」案が出てきます。「高額な報酬だから優秀な人材が集まる。議会費抑制は定数削減」と報酬削減に反対の議員もいます。しかし、公費詐取をする議員の出現は、高額な報酬や政務活動費が要因のひとつだと考えられます。

*議員定数の削減は、現職が有利な上、組織票のある候補者だけが選ばれる結果になります

今回の「削減 1」は、市長に転身した今村市長の議席分です。今村市長が来年の市議会議員選挙に立候補するはずはなく現職議員への影響はありません。

過去 2 回の統一地方選挙をみると (2007 年: 定数 45 / 立候補 57 人、2011 年: 定数 42 / 立候補 54 人)、現職で落選は 1 人のみ、その他落選した 11 人は全て新人でした。また、無所属で初挑戦して当選した新人は、2007 年 2 人、2011 年 1 人に過ぎません。

*今村市長も指摘する「増加する人口に行政サービスが追いつかず、政策課題が山積」の状況になぜ削減?

政党政治を实践する国政とは異なり、市民生活に直接影響を及ぼす地方議会には多様な市民の意見を反映したものでなければなりません。選挙ごとに定数を安易

に削減して、小手先で議会への批判をかわすやり方は絶対的なマンパワーの不足をまねきます。

*尼崎市議会と同様の議員報酬、政務活動費にすれば「議員定数 3 削減」以上の削減になります

西宮市議会議員の報酬は、兵庫県内では神戸市を除いて一番高額です。西宮市議会が取り組むべきは、報酬削減と政務活動費の削減であるはずですよ。

報酬分年額 23,688,000 円 (47,000 円 × 42 人 × 12 ヶ月)、政務活動費年額 2520 万円 (50,000 円 × 42 人 × 12 ヶ月)、年額合計 48,888,000 円の削減になります。

*現職議員自ら身を切る改革は、まず議員報酬と政務調査費の大幅削減です

議会への批判をかわすための定数削減では、肝心の地方議会はどうあるべきかという議論は置き去りにされたままです。

	尼崎市	西宮市
人口	466千人	487千人
歳出総額※	184,3億35,791千円	156,9億25,344千円
議会費※	8億25,378千円	9億39,752千円
議員定数	42人	42人
議員報酬額(月額)	64万円	68.7万円
政務活動費(月額)	10万円	15万円

※は、2012年度決算カードより。そのほかは2014年8月31日現在。



よつや薫



折口晴夫さん

キラリ☆かおる市民ネット通信 No.27 《2014 年秋号》

【発行】よつや薫 (西宮市議会議員) 〒662-0965 西宮市郷免町 3-22 TEL/FAX 0798(22)8832 議員控室 (35)3539

※ この通信発行の費用はすべてよつや薫個人の報酬から支出しています。政務活動費から一切支出していません。

※ 発送・ポストイン等は市民のボランティアに支えられています。

6月議会報告

*原子力事故と市民の安全について一般質問しました

原発再稼働について、どこまでも無責任な今村市長の姿勢

【よつやの質問】「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」(関西広域連合／3月27日発表)によると、西宮市は舞鶴市の避難先として避難者約17000人を受け入れる計画である。舞鶴市が全市避難の場合、仮の市役所をどこに置くか、受け入れによる西宮市の被爆の恐れへの対応、安定ヨウ素剤の備蓄・配布・服用の問題、西宮市が避難の場合の対策など問題が山積している。

市長は市民の安全を考えた上「再稼働やむなし」なのか。

【市長答弁】原子力発電所の再稼働に係る本市への影響は確定的には言えない。市が対応を執りうるものではなく、再稼働の是非を述べる立場にないと考えている。

▼市長答弁に対するよつやの評価

ガイドラインは原発事故を想定し、自治体の対応を迫るものです。大間原発から30キロ圏内の函館市は、東北電力に対して稼働差し止めを求める裁判を起こしています。西宮市は福井県の原発から100キロ圏内とはいえ、市民の命を預かる市長の責任は函館市長と変わりません。

「確定的ではないこと」を未然に防ぐ対策が「防災」であり、再稼働の「是非を述べない」市長の姿勢は無責任だと言わざるを得ません。

*議案について意見を述べました

「集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回」を求める意見書案、賛成過半数ならず否決される

■平成26年度西宮市一般会計補正予算第1号

反対理由：総務費に共通番号制度導入1億1千万円余が含まれていました。この制度は膨大な経費がかかる上、個人情報流出のリスクが大きく、先行諸国では「なりすまし犯罪」の多発、また人権侵害の観点からも廃止した国もあります。

■集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回するよう求める意見書案

賛成理由：この閣議決定には憲法上の正統性がありません。賛成会派は、市民クラブ改革、日本共産党西宮市会議員団、無所属3人(岸、谷本、よつや)のみ。賛成過半数にならず否決されました。

■副市長の選任についての同意

退場理由：副市長候補の松永前総務局長は河野前市政を中枢で支えた人です。行政官吏として批判する点はありません。しかし、今村市長は河野市政を批判して市長になりました。その姿勢に矛盾する選任なので、採決に加わらず退場しました。

9月議会報告

*市長の選挙運動用自動車の契約について一般質問しました

選挙の公費負担額について「あまり詳しくない」と市長が答弁

公職選挙法では、お金のかからない選挙の実現と、候補者の経済力の差で選挙運動に不公平を生じさせない目的で選挙運動用自動車、運転手、ポスターの印刷費などは公費で負担することになっています。今年の市長選における公費負担について市長に質問しました。

▽自動車借り入れ契約の公費負担額比較

候補者	契約先	契約単価	公費負担額
今村岳司	他市の市議	15,300円	107,100円
河野昌弘	T社	5,542円	38,794円
高橋倫恵	T社	5,724円	40,068円

【よつやの質問①】市長選の当選者は「最少の経費で最大の効果をあげなければならない」とする地方自治法第2条第14項の大原則を実践すべき立場に立つわけだが、選挙の公費負担についても妥当なのか。

【市長答弁】地方自治法第2条第14項は、あまねく全ての行政活動一般に係るものと考えます。

【よつやの質問②】今村候補の選挙運動用自動車は、他市の市議と条例上の最高額(15,300円)で契約をしているのはなぜか。

日本国憲法

第10章 最高法規
第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。



【市長答弁】公費負担の額についてはあまり詳しくない。選挙管理委員会から、選挙運動用自動車を無償で借りることは寄付にあたる恐れがあるとご指導いただいた。

【よつやの質問③】過去の選挙において、今村議員の車を新人候補に貸している。このときの契約額はいくらか。

【市長答弁】一日15,300円で貸した。

【よつやの選挙管理委員会への質問】他市の住民が市外の市長候補に車を無償で貸すことは公職選挙法違反にあたるのか。

【選挙管理委員長の答弁】寄付にあたるが、選挙区外なので違反には該当しない。

▼市長答弁に対するよつやの評価

他の市長候補者は、民間会社から今村市長の約3分の1の額で契約しています。選挙違反にならないのに、お友だち(他市の市議)と最高額での契約は「最少の経費で最大の効果をあげなければならない」原則に反する上に必然性はありません。また「額は詳しくない」と言った直後に、過去に「自分の車を15,300円で貸した」と答弁。最高額を認識しており、お友だちには公費をつかって優遇する市長の姿勢が明らかになりました。

会計報告 2014年4月～9月

議員報酬

《収入》	(円)
議員報酬	4,122,000
◎合計	4,122,000
《支出》	
所得税	378,600
国民年金	91,500
県市民税ほか	477,500
国民健康保険	462,000
議員互助会	18,000
一般活動費(※1)	1,075,890
政党活動費等	300,000
報酬一部供託(※2)	500,000
選挙予備費	300,000
生活費	518,510
◎合計	4,122,000

政務活動費

《交付額》	(円)
◎合計	900,000
《支出》	
調査研究費	36,410
研修・会議費	5,820
資料購入費	2,016
◎合計	44,246

★2014年度上半期返還予定額 855,754円

今年8月1日から、全市議の政務活動費の収支報告書(昨年度分)が市役所本庁舎7階の情報公開課で自由に閲覧できます。

※1 この通信の発行には、公費である政務活動費を遣うべきではないと考え、私費(報酬)から支出し、「一般活動費」の費目に分類しています。

また、パソコン、パソコン周辺機器、トナーおよびインク、電話、携帯電話、プロバイダー、ガソリン、駐車代、事務費のすべて、編集・印刷費なども通信の発行と同様に政務活動費ではないとの考えから、私費の「一般活動費」に分類しています。

※2 報酬の1割削減を主張している立場から、削減相当額を毎月供託しています。

その他

よつや薫が受け取るべきではないと考える報酬等の現在までの合計額

① 新人議員初年度6月任期前の報酬(3分の1ヶ月)	230,000
② 審議会等委員報酬(2007年～2009年分合計)	222,817
③ 常任委員会副委員長報酬加算分(10,000×12ヶ月)	120,000
④ 2012年～2014年度審議会委員報酬	69,750

★受け取り拒否合計 642,567円

※①②④ 過去6年間の受け取り拒否で供託した合計額です。

※③ 近隣の市議会にはない役職報酬加算。役職報酬加算は廃止すべきと主張してきたので当然受け取りません。

※①～④ いずれも、議員辞職後にしかるべき団体に寄付します。「辞職後」にするのは、現職議員の寄付行為は公職選挙法に抵触するためです。

編集後記

6月議会も9月議会も新市長に直接答弁してもらわなければならないことが続きました。本文にもあるように、まず誠実な対応を求めたい★今号の編集中に飛び込んできた土井たか子さんの訃報でした。憲法が歪められ、大きく揺り戻されようとしているいまこそ、土井さんの護憲の真髓の言葉が必要なのですが、本当に残念。8年前、「九条」の前に「99条」を付けた名称の会を発足するときにはお褒めの言葉をいただきました。今号は「99条」の条文とともにご冥福をお祈りします。(よつや)